

スマイルケア食「青」マーク 利用許諾要領

平成28年2月
農林水産省食料産業局食品製造課

目次

I	趣旨	1
II	「青」マークを表示し得る食品の基準	2
	(1) 対象	2
	(2) 栄養素等基準	2
	(3) 物性の基準	2
III	「青」マークの表示の方法	2
	(1) 様式	2
	(2) 「青」マークの表示の場所	3
	(3) その他	3
IV	「青」マークの表示に必要な手続	3
	(1) 利用許諾	3
	(2) 申請・届出方法	4
	(別添1) マークの様式	6
	(別添2) スマイルケア食「青」マークの利用に関する自己適合宣言	7

I 趣旨

超高齢社会が今後進展していく中で、農林水産省では、平成 25 年 2 月から介護食品の今後のあり方について検討してきました。

この中で、これまで「介護食品」と呼ばれてきたものの範囲を、噛むこと・飲み込むことが難しい人の食品だけでなく、その前段階の方への働きかけも重要であるため、こうした機能に問題はないものの、健康な体を維持し活動するために栄養補給を必要とする人向けの食品を含む広い領域として捉え直し、公募により、「スマイルケア食」という愛称を定めました。その上で、飲み込むことが難しい人向けの食品に「赤」マークを、噛むことが難しい人向けの食品に「黄」マークを、さらに、健康維持上栄養補給が必要な人向けの食品に「青」マークを表示し、それぞれの方の状態に応じたスマイルケア食の選択に寄与することとしたところです。

この要領は、「青」マークを表示し得る食品の基準、「青」マークの表示の方法を定めるとともに、事業者がその商品に「青」マークを表示するために必要な手続きを定めるものです。

Ⅱ 「青」マークを表示し得る食品の基準

(1) 対象

市販される加工食品（特別用途食品及び機能性表示食品を除きます。）のうち、経口タイプのもの（形状がカプセル・錠剤のものを除きます。）とします。

具体的には、食事の補助（おやつやデザート等）として利用することを想定した食品や、食事（主食、主菜、副菜）としての食品が想定されます。

(2) 栄養素等基準

①エネルギー及びたんぱく質の基準

エネルギー及びたんぱく質の量（食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）第 3 条の表に規定する表示の方法に従い表示する場合における熱量及びたんぱく質の量をいいます。）が、以下の基準を満たすものとします。

【エネルギー】

100kcal 以上（100g 又は 100ml 当たり）

【たんぱく質】

100g(100ml)当たりのたんぱく質含有量が 8.1g(4.1g)以上

又は、100kcal 当たりのたんぱく質含有量が 4.1g 以上

※水や牛乳などを加えて、自ら調理して喫食する食品については、容器包装等に記載された調理方法に従って調理した後のエネルギー及びたんぱく質の量が基準を満たしていることとします。

②その他

- ・ アミノ酸組成のバランスに配慮してください。
- ・ 飽和脂肪酸、ナトリウムなどの特定の栄養素の摂取量が、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する食事摂取基準で定められている目標量を上回るリスクが高くないよう配慮してください。

(3) 物性の基準

物性についての基準はありません。

Ⅲ 「青」マークの表示の方法

(1) 様式

マークの様式については、「別添 1 マークの様式」を標準とします。

ただし、商品の包装容器の形状等のやむを得ない事由のため、別添 1 の様式により難しいと農林水産省が認める場合には、別添 1 に準じた様式によることを認めることがあります。

(2) 「青」マークの表示の場所

- ① 製造業者にあつては、当該商品の包装容器上に表示する場合には、当該商品を紹介するPOP、パンフレット、カタログ、インターネットサイト等において当該商品と近接した場所に表示することが可能です。

当該商品の包装容器、POP、パンフレット、カタログ、インターネットサイト等（以下「包装容器等」といいます。）に表示するときは、併せて以下の文言を、当該包装容器等の可能な場所に極力表示して下さい。

**「専門職（医師、歯科医師、管理栄養士等）に適宜、相談してください」
「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを」**

- ② 販売業者にあつては、実店舗、オンライン上の店舗、広告・宣伝資材等において、その包装容器に「青」マークの表示がある商品群に近接した場所に表示することが可能です。この場合、当該商品群に含まれない商品は当該商品群から分離して下さい。

(3) その他

「黄」マーク及び「赤」マークの表示がある商品には「青」マークの表示はできません。

IV 「青」マークの表示に必要な手続

「青」マークを表示するためには、農林水産省食料産業局（以下「農林水産省」といいます。）の利用許諾を得ることが必要です。

(1) 利用許諾

- ① 「青」マークを商品の包装容器等に表示しようとする当該商品の製造業者は、当該商品がⅡの基準に適合するものであることの宣言（以下「自己適合宣言」といいます。）を別添2の様式により行い、当該商品を紹介するインターネットサイトへ掲載する方法により公表していただくことが必要です。

- ② 農林水産省は、①の製造業者の申請に応じ、当該製造業者が、当該申請に係る商品について①の公表を適切に行っていると確認したときは、Ⅲの表示の方法に従い、1年間を期限として当該商品について「青」マークを利用することを許諾します。

- ③ その包装容器等に「青」マークの表示がある商品を取り扱い、又は取り扱おうとする販売業者は、農林水産省へ届け出て、Ⅲの表示の方法に従い、1年間を期限として当該商品群の広告・宣伝のために「青」マークを利用することが可能です。

- ④ 農林水産省は、②により利用を許諾した製造業者又は③の届出を行った販売業者に対し、利用許諾証及び「青」マークのデータを送付します。

なお、これらの製造業者及び販売業者の名称並びに②の許諾に係る商品の名称については、農林水産省のホームページにおいて公開します。

⑤ 商品又はその包装容器等の改廃等により②の申請内容又は③の届出内容に変更が生じた場合には、農林水産省まで御連絡願います。

⑥ 製造業者及び販売業者は、事実と異なる内容の自己適合宣言又はその公表により②の許諾を受けた場合のほか、②の許諾後において、自己適合宣言の公表が適切に行われなくなったと認められる場合、当該商品がⅡの基準に適合しなくなったと認められる場合、Ⅲの表示の方法に従っていないと認められる場合その他この要領を遵守していないと認められる場合には、不当景品類及び不当表示防止法などの法律に抵触するとともに、農林水産省の商標権侵害に該当するおそれがありますので、御注意下さい。また、商標権侵害と判断した場合には、当該製造業者及び販売業者の名称を公表するほか、②の許諾を取り消します。

(2) 申請・届出方法

① 「青」マークを商品の包装容器等に表示することを希望する当該商品の製造業者は、農林水産省ホームページ上の申請フォーム (<https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/ba4.html>) より、以下の必要事項を入力の上、申請してください。ただし、商品の包装容器の形状等のやむを得ない事由のため「青」マークについて別添1の様式により難しい場合には、その旨も併せて申請してください。

- ・ 企業名
- ・ 業態
- ・ 代表者氏名
- ・ 代表者役職名
- ・ 申請者氏名
- ・ 申請者所属・役職名
- ・ 郵便番号
- ・ 住所
- ・ 電話番号
- ・ メールアドレス
- ・ マークを用いる商品名（複数の商品についての申請を行う場合には、そのすべての商品名）
- ・ マークを用いる様態（商品包装、POP、パンフレット、カタログ等）
- ・ 自己適合宣言を掲載しているインターネットサイトのURL
- ・ 商品の販売地域
- ・ 生産予定数（年あたり）
- ・ マーク使用開始日

② ①の申請は、「青」マークの利用を希望する商品ごとに行っていただく必要があります。ただし、栄養成分の構成が同一の商品であってフレーバーが異なるのみのものや内容量が異なるのみのもの等については、1つにまとめて申請することが可能です。

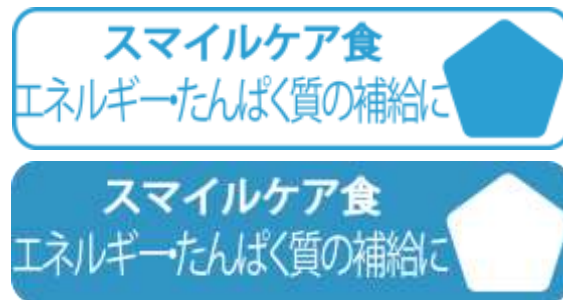
- ③ その包装容器等に「青」マークの表示がある商品の広告・宣伝のために「青」マークの利用を希望する販売業者は、農林水産省のホームページ上の届出フォーム (<https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/71bf.html>) より、届け出てください。

(別添1)

マークの様式

1. 色については、「青」(JISZ8102(2001)に規定する「青」(7B~4PB 未満)で、明度、彩度については「あざやかな」、「明るい」又は「つよい」の範囲内であるもの)とします。ただし、商品を梱包する段ボール等の消費者が直接目にしないものへの表示については白黒等も可能とします。
2. マークや文字の大きさ・縦横比については、視認性を損なわない限り変更可能とします。
3. 外枠は任意とします。
4. 商品へのマーク使用に当たっては、農林水産省は当該商品の品質保証等を与えるものではありませんので、消費者にこの点の誤解を与えないようご注意ください。また、健康増進法、食品表示法、景品表示法あるいは医薬品医療機器等法などの関連法令に抵触する記載とならないよう、併せてご注意ください。

(基本形)



(表示面積が小さい場合)

「たんぱく質・エネルギーの補給に」という標語を、商品の包装容器等の見やすい場所に別途記載してください。



※青マークの近くに「スマイルケア食とは農林水産省が推進する新しい介護食品の愛称です。」などのスマイルケア食についての解説を可能な限り記載してください。併せて、自社ホームページの商品紹介コーナーなどにも当該解説を記載してください。

(別添 2)

No. □

スマイルケア食「青」マークの利用に関する自己適合宣言

20□□年□月□日発行

1. 会社名 □□株式会社
2. 所在地 □□県□□市□□ □-□-□
3. 対象商品名 □□□
4. 適用規格 スマイルケア食「青」マーク利用許諾要領
 (平成 28 年 2 月農林水産省食料産業局食品製造課)
5. 表明 3 に掲げる商品は、4 の規格の要求事項に適合し

 ていることを宣言します。

6. 代表者及又は代理者の署名又は印

(氏名)

印

(役職)

【問い合わせ先】

※代理者の署名又は印の場合、問い合わせ先を記載